

【商工委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類100件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

平成17年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案は、昭和63年に愛知県及び中部政財界関係者による国際博覧会の誘致決定を発端として、平成7年通商産業省の国際博覧会予備調査検討委員会が調査・検討を開始し、報告書が政府に提出されたのを受けて、博覧会国際事務局（BIE）に開催申請を行ったところ、平成9年6月12日にBIE総会で2005年に国際博覧会を愛知県（瀬戸市）で開催することが採択されるに至ったことを背景として、国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、提出されたものである。その主な内容は第1に、国は博覧会協会に対して博覧会の準備及び運営に必要な経費の一部を補助することができる。第2に、博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することができる。第3に、博覧会協会に出向する国家公務員及び地方公務員の共済組合員資格に関して、不利益を回避のための特例を設ける等である。

委員会においては、国際博覧会を開催する今日的意義、環境影響評価の実施方法、財政負担問題、万博会場へのアクセス対策、住民合意の形成等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における大企業の海外展開による空洞化、下請分業構造の変化等、中小企業者をめぐる経済環境が大きく変化していることにかんがみ、事業協同組合・商工組合等の組合が適切に組合員の事業活動を支援できるよう、中小企業の組合の機能拡充を図るために提出されたものである。その主な内容は第1に、組合員が新たな事業分野に進出しようとする場合、組合がこれを円滑化するための事業を行うことができる。第2に、組合員の脱退等のやむを得ない事由により、組合が有している施設の利用率が低下し、組合員の事業運営に著しい支障が生ずる場合に、行政庁の認可を前提に、通常の員外利用制限比率（20/100まで）を超えて、200/100まで組合員以外の者にその事業を利用させることができるようにする等である。

委員会においては、員外利用を認める場合の基準、新分野進出における組合の対応、組合制度の中長期的な課題、中小企業に対する融資の円滑化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

工場立地法の一部を改正する法律案は、昭和48年の同法施行以降、工場の緑地面積率は施行前に比べて倍以上に改善されてきたが、他方、地域の実情に沿った緑地整備の要請、地方分権の要請、公害防止技術の進歩等に十分対応していない、或いは老朽化工場の建替えに対する支障となっている等の指摘が行われてきた。このような点を踏まえ、平成9年5月に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画」においては、工場立地法の見直しを行い、本年度中に具体的措置を講じることが決定され、これを受けて提出されたものである。

その主な内容は、第1に、敷地面積に対する緑地面積率等について、国の定める範囲内において、都道府県・政令指定都市が周辺の土地利用状況等を勘案しつつ、地域の実情に応じて独自に設定できる。第2に、複数の工場が隣接している地域（工場集合地）と住宅等を効果的に遮断する敷地外緑地が設置される場合に、これらの緑地を工場敷地内の緑地と同等に緑地面積への算入を認める特例を導入する等である。

委員会においては、緑地面積率の下限を緩和する根拠、工場集合地の特例における費用負担の在り方、工場の地域環境づくりに対する支援策、同法改正による経済効果、工場の環境汚染に対する対応状況等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月6日、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、景気の現状と対策、世界同時株安問題、超低金利政策の変更、万博事業の広域展開、温室効果ガス削減率の在り方、炭素税導入の必要性、週40時間労働制移行に関する中小企業庁の指導の在り方、繊維産業施策の在り方、大型店の営業規制、経済成長率3.5%達成の見通し、原子力発電所の立地目標達成の困難性、フランチャイズ契約の在り方等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年10月2日（木）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成9年10月16日（木）（第2回）

- 産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年11月4日（火）（第3回）

- 平成17年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第12号）について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年11月6日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 景気浮揚対策に関する件、温室効果ガス排出削減に関する件、経済構造改革に関する件、フランチャイズ契約に関する件等について堀内通商産業大臣、尾身経済企画庁長官、政府委員、労働省当局及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行った。
- 平成17年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第12号）について堀内通商産業大臣、政府委員、建設省及び環境庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第12号） 賛成会派 自民、平成、民緑
反対会派 共産
欠席会派 社民、無

なお、附帯決議を行った。

○平成9年11月13日（木）（第5回）

- 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年11月18日（火）（第6回）

- 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について堀内通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第10号） 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年12月2日（火）（第7回）

- 工場立地法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年12月4日（木）（第8回）

- 工場立地法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について堀内通商産業大臣、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第11号） 賛成会派 自民、平成、民緑、社民

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成9年12月12日（金）（第9回）

- 請願第221号外99件を審査した。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要 旨】

本法律案は、事業協同組合、商工組合等の組合員たる中小企業者をめぐる経済環境の変化にかんがみ、組合の機能の拡充を図るため、組合の事業に組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための施設を加えるとともに、組合員以外の者に組合の事業を利用させる場合の特例に関する規定を設けようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 員外利用制限の緩和

組合がその所有する施設を用いて行っている事業であって、組合員の脱退等やむを得ない事由により、事業の運営に著しい支障が生ずる場合については、組合が行政庁の認可を得て、当該事業の運営が適正化するまでの間、組合員の利用分量の2倍まで組合員以外の者に利用させることができるようにする。

2 新分野進出への支援

組合員が新たな事業分野への進出を行う場合について、組合がその進出の円滑化を図るため、新商品、新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業を行うことができるようにする。

工場立地法の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要 旨】

本法律案は、一定規模以上の敷地面積又は建物面積を有する工場（以下、特定工場という。）の新増設を行う際に、事業者に対して求めている一定の緑地等の整備について、工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図るため、地方公共団体が主体性を持って取り組めるよう地方分権を推進するとともに、規制の適正化及び合理化を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方公共団体による緑地面積率等の設定

- (1) 都道府県及び政令指定都市は、工場内の緑地等の面積の割合（以下、緑地面積率等という。）等について、国の定める基準の範囲内において、地域の実情を踏まえた地域準則を条例により定めることができる。
- (2) 通商産業大臣等は、緑地面積率等について、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見を聴いて、区域の区分ごとの基準を公表する。

2 届出先及び勧告等の地方公共団体への変更

- (1) 特定工場の新設をしようとする者等が、必要事項を届け出る際の届出先を、通商産業大臣等から都道府県知事及び政令指定都市の長に変更する。
- (2) 特定工場への勧告、変更命令及び実施の制限期間の短縮の主体を、通商産業大臣等から都道府県知事及び政令指定都市の長に変更する。

3 工業集合地における特例の導入

- (1) 製造業等の複数の工場が集中して立地する工業集合地に隣接する一団の土地に、緑地等が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地について、これらの敷地外の緑地等を工場内の緑地等と同様に緑地面積率等に算入する特例を導入する。
- (2) 工業集合地の特例を受けようとするときに、敷地外の緑地等の面積及び整備について当該特定工場の新設等をする者が負担する費用等を届け出る。

4 罰則の規定等の改正

工場立地法の罰則規定における罰金額を引き上げる。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本法に係る緑地面積等の規制の見直しについては、緑地等の整備が効果的に推進されるよう努めること。また、工業集合地における特例措置について

は、準則の改定に当たって、隣接する緑地等が適正に認知され、周辺環境との調和に配慮するよう努めること。

- 2 地域準則の導入に当たり国が定める区分ごとの基準については、地方分権の推進を図る観点から、地方の自主性を十分に尊重し、適時適切な見直しを行うこと。
- 3 工業集合地の特例の適用に当たっては、事業者の緑地等の整備に向けた主体的な取組みが促進されるよう、制度の趣旨を周知すること。
- 4 企業が地域市民の一員として地域と共生することを促進するため、工場内の環境施設（緑地を含む）を可能な限り市民が利用できるよう検討を行うこと。
- 5 内外の経済情勢の変化に応じた工場立地政策について検討を深めること。
右決議する。

平成17年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第12号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、平成17年に我が国で開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 国の補助

国は、博覧会の準備及び運営を目的とする政令で指定する法人（以下「博覧会協会」という。）に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができるものとする。

2 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

郵政省は、博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的とする寄附金付郵便葉書等を発行することができるものとする。

3 博覧会協会の職員に係る共済組合員資格、退職手当の特例等

国家公務員、地方公務員等が博覧会協会に転出した場合における共済組合の組合員の資格等について必要な特例を設けるとともに、博覧会協会の役員及び職員に対する刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなすものとする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、平成17年に開催される国際博覧会が21世紀にふさわしい「自然の叡智」というテーマに合致した自然と人間が共生する地域づくりの姿を提示しうる博覧会となるよう、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 国際博覧会が国民の理解と協力のもとに成功を収めるよう、広く各界の意見を聞いて企画、運営に努めること。
- 2 国際博覧会への招請は、できる限り多くの諸外国に行うとともに、特に発展途上国からの積極的参加が得られるよう努めること。
- 3 国際博覧会の開催に当たっては、諸経費の節減、効率的な事業運営の推進に留意するとともに、博覧会協会の財務、事業計画の透明化と情報の開示を図ること。

また対話やシンポジウム等を通じて地域住民を始めとする関係者の十分な理解を得るよう努めること。

- 4 国際博覧会に係る環境影響評価については、環境影響評価法の趣旨を十分に尊重して適切に行うとともに、その結果や長期地域整備との整合性を図りつつ博覧会会場計画を策定すること。
- 5 博覧会会場への旅客輸送に関する諸施設及び会場周辺の環境施設等を整備するための関連公共事業については、昨今の国、地方公共団体の財政事情に配慮して、効率的、効果的な事業を積極的に推進すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
10	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案	衆	9.10.13	9.11.11	9.11.18 可決	9.11.19 可決	9.10.24	9.11.5 可決	9.11.6 可決
11	工場立地法の一部を改正する法律案	〃	10.15	11.27	12.4 可決 附帯決議	12.5 可決	10.24	11.18 可決 附帯決議	11.20 可決
12	平成17年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案	参	10.17	10.29	11.6 可決 附帯決議	11.7 可決	11.26	12.3 可決 附帯決議	12.4 可決